

第9 産業廃棄物処理指導等

1 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画(2011-2020)

循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立にむけて

「京都市産業廃棄物処理指導計画」(1次計画,平成11~15年度),「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(2次計画,平成16~22年度)に続く「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」(3次計画,平成23~32年度)を平成23年3月に策定した。

指導計画は,循環型社会の構築に向け,市域における産業廃棄物の3R(※)や適正処理を推進するため,本市が取り組むべき産業廃棄物行政の方向を示すものであり,排出事業者,処理業者,市民と本市が共に取組を進めていくための指針とするものである。

現在,3次計画に基づき,これまでも増して,①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること,②優良な処理業者の育成を図ること,③市民の産業廃棄物に対する理解を促進することといった視点を持って,各々に対する施策を進めている。

なお,実効性ある施策を推進するため,学識経験者,排出事業者,処理業者,市民,行政で構成する「京都市産業廃棄物3R推進協議会」を平成23年8月に設置し,施策の実施状況について点検し,意見を聴くこととしている。

※ 発生抑制(リデュース),再使用(リユース),再生利用(リサイクル)を3Rとよぶ。

(1) 産廃処理業者情報公表制度

平成18年度から実施している産業廃棄物自主行動計画制度について,優良な処理業者を育成する観点から,より実効性のあるものに改めた「産廃処理業者情報公表制度」を平成24年3月に策定し,同年4月から実施している。

これは,市内の中間処理業者から,その事業内容に加え,適正処理の確保,環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況等を記載した報告書の提出を受け,市のホームページに掲載し,排出事業者や市民に向けて公表する制度である。

(2) 市民啓発事業

市民啓発事業としては,毎年,京都府産業廃棄物協会と共催で実施している「環境フォーラムきょうと」のほか,産業廃棄物処理施設の見学会を開催している。

これらの啓発事業についても,内容をより充実するなど,一層の市民意識の高揚に努めている。

【平成 23 年度実績】

実施日	内容	参加人数
平成 23 年 8 月 4 日 (木) 平成 23 年 8 月 11 日 (木)	夏休み小中学生エコバスツアー～ さんぱい施設見学会～	計 69 名 (申込者 80 名)
平成 23 年 11 月 8 日 (火) 平成 23 年 11 月 15 日 (火)	市民エコバスツアー～さんぱい施 設見学会～	計 54 名 (申込者 60 名)
平成 23 年 10 月 30 日 (日)	第 12 回環境フォーラムきょうと	729 名

(3) 3R等に取り組む排出事業者に対する認証制度

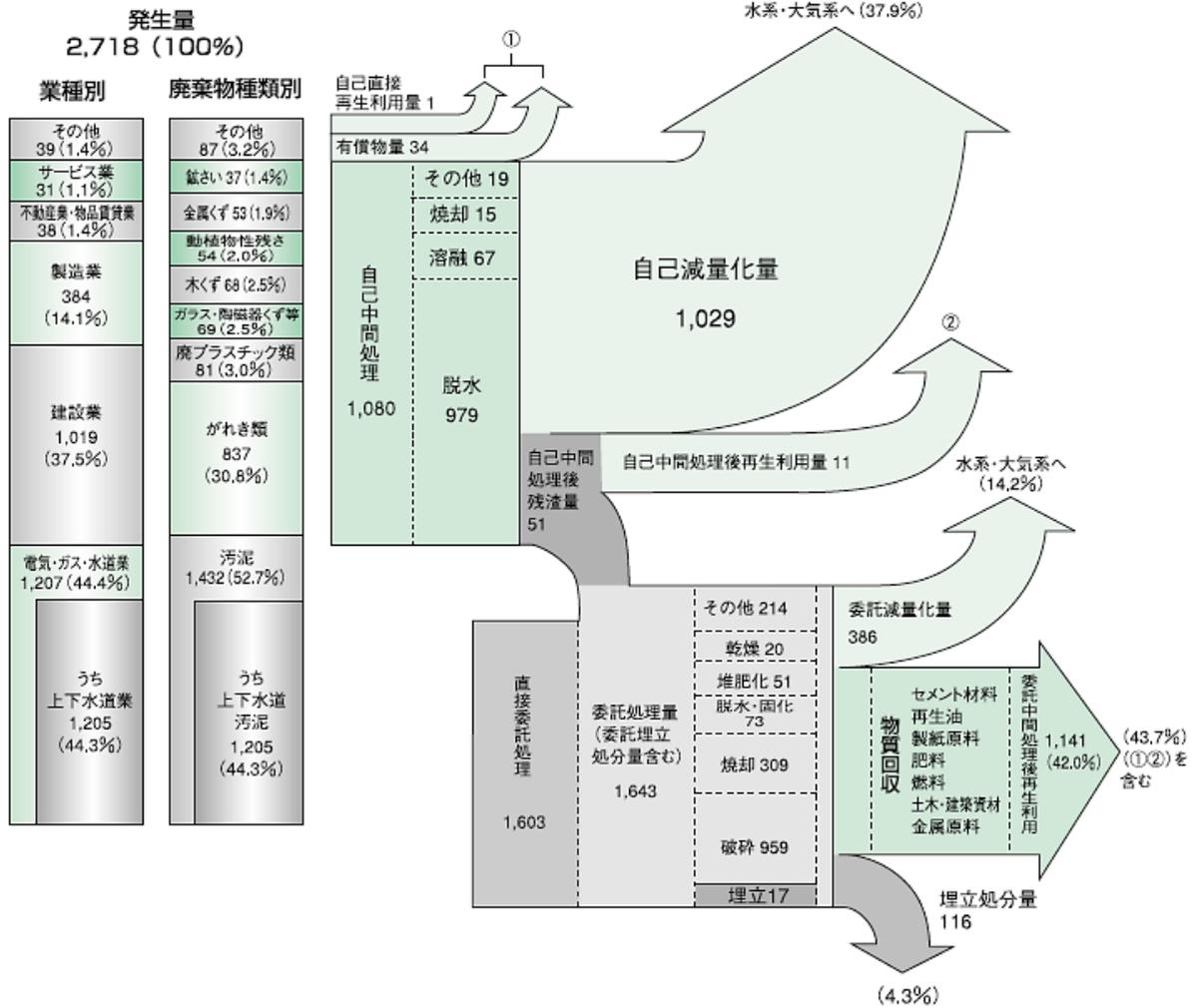
産業廃棄物の3Rや適正処理に取り組む排出事業者で、一定の基準に適合している者を認証・公表する制度の創設に向け、検討を進めている。

【第3次計画における産業廃棄物の発生抑制率・再生利用率・埋立処分率の取組指標】

目標項目	平成 20 年度 (基準値)	平成 27 年度 (中間目標値)	平成 32 年度 (最終目標値)
発生抑制率	2,718 千トン	7%減 (2,528 千トン)	12%減 (2,392 千トン)
再生利用率	44% (1,187 千トン)	45% (1.0 ポイント増)	46% (2.0 ポイント増)
埋立処分率	4.3% (116 千トン)	2.8% (1.5 ポイント減)	2.3% (2.0 ポイント減)

【平成 20 年度における産業廃棄物の発生・処理の内訳（推計）】

（単位：千トン）



2 排出事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるとされていることから、排出事業者に対する、3Rや適正処理の指導を進めている。特に、多量排出事業場、特別管理産業廃棄物排出事業場、建設リサイクル法届出工事現場、また、不適正事例の発覚した事業場を中心に、立入指導を実施している。

また、毎年、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」、「PCB保管状況等届出書」、多量排出事業者の「廃棄物の減量等に関する計画」等の提出を受け、廃棄物の処理状況の把握に努めている。

その他、業界団体等を通じた講習会の開催や、啓発用パンフレットの配布による啓発に取り組んでいる。

(1) 立入検査件数

309件（平成23年度実績）

(2) 届出等受理件数

(平成 23 年度実績)

事業場の種類	届出等名	件数
産業廃棄物多量排出事業場	○産業廃棄物処理計画処理計画	103
	○産業廃棄物処理計画実施状況報告	97
(特別管理)産業廃棄物排出事業場	マニフェスト交付状況報告書	6,195
P C B 廃棄物保管事業場	P C B 保管状況等届出書	1,199
建設リサイクル法届出現場	再資源化等実施状況報告書	1,971
地下工作物存置届出現場	地下工作物存置届出書	14

3 許可業者・許可施設指導

他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。また、産業廃棄物を処理する施設のうち一定のものについては、その設置について廃棄物処理法による許可を受ける必要がある。本市は許可権者として、適正処理と良好な維持管理を確保するため、定期的な立入指導や立入検査を実施するなど、許可業者や施設設置者への指導、監督に努めている。

さらに、使用済自動車の適正処理やリサイクルの推進を図るため、平成 17 年 1 月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、登録・許可業者の指導、監督を実施している。

(1) 産業廃棄物処理業許可業者数 (平成 24 年 3 月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	2,023 件〔うち積替保管 67 件〕
産業廃棄物処分業	49 件〔うち中間処理 49 件〕
特別管理産業廃棄物収集運搬業	234 件〔うち積替保管 3 件〕
特別管理産業廃棄物処分業	3 件〔うち中間処理 3 件〕

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可数 (平成 24 年 3 月末現在)

施設の種類		許可件数
汚泥	脱水施設	4
	焼却施設	3
廃プラスチック類	破碎施設	6
	焼却施設	4
廃油の焼却施設		4

施設の種類	許可件数
木くずの破碎施設	14
がれき類の破碎施設	23
シアン化合物の分解施設	1
その他産業廃棄物の焼却施設	4
管理型最終処分場	2
合 計	65

※ 自己処理施設を含む

※ 稼働中の施設のみ

※ 1施設が複数の許可に該当する場合があるため、実施設数は、45件である。

(3) 自動車リサイクル法登録・許可業者数(平成24年3月末現在)

引取業	297件
フロン類回収業	97件
解体業	32件
破碎業	5件

4 不適正処理対策

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等不適正処理については、法整備による罰則の強化や「法定受託事務に関する処理基準(平成23年3月15日付け)」、「不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月)」の策定等によって規制強化が図られ、全国的に大規模な事例の発生件数は減少傾向にあり、本市においても、近年、大規模な不法投棄や野外焼却は発生していない。

しかし、小規模な不適正処理は依然として発生し、市民の環境に関する意識の高まりとともに、苦情や通報の件数はむしろ増加する傾向にあるのが実情である。

苦情や通報に対しては、現地状況等を調査し、不適正処理が確認された場合には、行為者に対して、廃棄物処理法等の制度趣旨を十分に説明し、違反行為の改善と再発防止に努めているが、再三の行政指導にも従わず、不適正処理を繰り返し、改善を一向に進めようとしなない行為者については、京都府警察本部、各警察署とも連携して不適正処理の解消に努めている。

また、平成16年度からは、不法投棄につながるおそれのある、いわゆる自社物(自己の事業活動に伴って排出した産業廃棄物)の保管行為についての規制を定めた「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を施行し、不適正処理の未然防止に取り組んでいる。平成23年度からは、建設工事に伴い生じる廃棄物に関して、当該条例と同様の制度が廃棄物処理法にも盛り込まれたため、そのことを併せて周知し、指導を徹底している。

定例的な取組としては、不適正処理行為が集中又は継続する地域の定期的なパトロール、山間部での不適正処理行為を発見するためのヘリコプターによる空中監視、更には、広域に移動する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、京都府、滋賀県及び大津市と合同での産業廃棄物運搬車両に対する路上検問活動を実施している。

【不適正処理に対する指導状況】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指導件数	248 (49)	249 (75)	195 (35)	189 (102)

※ 括弧内の数字は指導件数の内、野外焼却に関する件数